

正 本

広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

令和4年10月17日 広島地方裁判所三次支部 御 中

原 告 高野邦夫

被 告 国

準 備 書 面 (1)

記

第一. 始めに

1. 以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件(甲第1号証)を前訴、前訴で問題となった庄原警察署宛告訴(状)を前告訴(状)1、検察官宛の告訴(状)を前告訴(状)2、前告訴(状)1,2の被告訴人津田廣夫を廣夫、廣夫の行った邸宅侵入・傷害事件を前事件、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を牛尾副検事、不受理とされた告訴(状)を本件告訴(状)、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を他訴2、その他の用語については随時補充いたします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。

第二. 国の答弁書に対する認否と反論

1. 国の第1準備書面に対し、争う点は全て争います。
2. 私が本訴で「虚偽事実のねつ造」と主張しているのは、私が平成29年6月12日(月)に広島地方検察庁三次支部を訪れて前告訴(状)2を提出したという事実である。
3. 私が唯一度だけ広島地方検察庁三次支部を訪れ、日付を空欄にして週始めから用意していた前告訴(状)2を平成29年6月9日(金)に提出したのです。
4. この時は、正面玄関から入り右側の部屋で「庄原警察署からの事件送致が無い事実」を確認して貰ってから、前告訴(状)2を受け取って戴きました。
5. 以上の事実と反する書証ないし主張は全て虚偽である。

第三. 結 語

最も重要点だけ抽出して述べたが、国が偽造証拠を行使する事が許されるのか、十分な審理が必要と思料するところです。

以上原告 高野邦夫(コウノクニオ)